

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年1月7日	令和7年1月21日	<p>最近のFDA（アメリカ食品医薬品局）の監督下で実施された研究で、mRNAコロナワクチン内に安全基準値の66～470倍の汚染DNAの混入が確認されたとの調査結果が査読付き学術誌に掲載されました。 (2024年12月29日付 <a href="https://jhss.scholasticahq.com/article/127890">https://jhss.scholasticahq.com/article/127890</a> a rapid detection method of replication competent plasmid dna from covid 19 mrna vaccines for quality control 残留DNAが挿入変異を引き起こす可能性や、それががんのリスクを高める可能性について言及しています。 また、それ以前より海外複数の科学者が同様の実験を実施し、mRNAコロナワクチンへの基準値を超えるDNA混入を確認し、危険性を指摘しています。 大阪市では、mRNAコロナワクチンに含まれるDNAについて、その危険性や含有量を国または他所から説明を受けたでしょうか。 もしそうでしたら、それが分かる文書などがあれば公開をお願いします。</p>	不存在	号	健康局	保健所感染症対策課
令和7年1月21日	令和7年2月4日	<p>(1) 過去10年間（2015年1月1日から2024年12月末日をいいます。以下同じです。）、医療法7条7項、44条5項、54条、56条（条文番号はいずれも現行法のもの。以下同じです。）その他いわゆる非営利性の原則（以下、総称して「非営利性の原則」といいます。）に抵触し又は抵触するおそれがあることに起因又は関連して、以下の各号のいずれかの行為を行ったことがある場合、当該行政指導を行う過程で作成され又は供された決裁文書等一式（以下「決裁文書等一式」といいます。） ①口頭による行政指導 ②書面による行政指導 (2) 過去（過去10年間に限られません。）、上記①又は②の行政指導が行われた事案の概要又は数の全部又は一部について、調査、収集又は分析がなされたことがある場合、それらの結果が記載された資料 (3) 非営利性の原則に関連する、疑義解釈、Q&amp;A、事務連絡、解釈基準、裁量基準、行政指導指針その他内部基準（厚生労働省が公表しているものを除きます。） なお、本請求は、非営利性の原則その他の医療法人制度に関する研究のために、全国の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し行っています。お手数をおかけしまして恐れ入りますが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>	不存在		健康局	保健所保健医療対策課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和7年1 月29日	令和7年3 月14日	①大阪メンタルクリニック ・診療所開設届出書（非医師開設） ・診療所廃止届出書 ②大阪メンタルクリニック・東梅田 院 ・診療所開設届出書（医師開設） ・診療所廃止届出書 他15件	部分公開	1	2	6	号	健康局	保健所保健医 療対策課
令和7年1 月30日	令和7年3 月14日	①大阪メンタルクリニック ・診療所開設届出書（非医師開設） ・診療所廃止届出書 ②大阪メンタルクリニック・東梅田 院 ・診療所開設届出書（医師開設） ・診療所廃止届出書 他15件	部分公開	1	2	6	号	健康局	保健所保健医 療対策課